

第 3 章

家庭、地域、関係機関等との連携・協働

I 家庭との連携・協働

【ポイント】

- ・学校においては、生命を大切にし、他人を思いやる心とともに、社会のモラルやルールを守ることなどの豊かな人間性や社会性をはぐくむことが求められる。
- ・学校、家庭、地域、関係機関の連携は、形式的な連携にとどまらず、多機関と具体的な対応を決定し、対応後の効果確認を伴う連携・協働が行われるようになった。学校が全てを抱え込むのではなく、学校内外の連携・協働を進めていくことが必要である。

1 基本的な考え方

- (1) 教育基本法第10条において、「家庭教育」についての規定が示されています。そこでは「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と記されています。保護者は子供の教育の第一義的な責任者であり、家庭教育が子供に与える影響には大きなものがあります。学校教育を円滑に進めるために、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠です。
- (2) 保護者との関係づくりを進めるための代表的な手段としては、学級・学年・学校だより等の通信、保護者会、PTA、三者面談、学校行事などが挙げられます。
- (3) 学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で共通理解を持つために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図ることが求められます。

一方で、我が国において、ひとり親家庭は増加傾向にあり、諸外国と比してそれらの家庭の相対的貧困率が高いとされていることから、保護者も支援を必要としている場合が少なくありません。そのような場合は、SSWと連携するなどして、学校と関係機関等で情報共有し、児童生徒と保護者の双方への支援を検討し、実施していくことになります。

2 具体的な方法

- (1) 「学校や通学路清掃などのボランティア活動」、「学校の花壇や通学路に花を植える」、「野外活動やスポーツ活動」、「地域の文化を学ぶ会」、「地域歴史探訪」、「読書会」、「世代間交流行事」など、保護者と児童生徒とが一緒に体験できる活動を推進します。
- (2) 学校のホームページ等を活用して、開かれた学校づくりに向けて、学校の教育情報（体育祭や文化祭等の学校行事、子供の活動案内、家庭学習へのアドバイス、災害時連絡等）を提供します。こうした広報に関しては紙媒体の発信に加え I C T ツールも活用し、学校、家庭、地域の連携を進めます。
なお、情報は常に更新しておく必要があります。
- (3) 困りごとを持つ保護者や児童生徒が相談できる機会を設けます。
- (4) 核家族化や子供会の減少などにより、地域での世代間交流や異学年交流の機会が減り、地域の子供に対する教育力の低下が懸念されています。そのため、子育てに不安や負担感を感じる保護者に対する相談や情報提供など、子育てに対する支援体制の充実が必要となっています。このため、次のような取組をしていくことも必要です。
 - ・子育て支援の体制整備（ネットワークづくり）
 - ・家庭教育支援チームの活用（地域の子育て経験者との交流）
 - ・親子が共同参加する体験学習
 - ・S S W との福祉に関する相談
 - ・S C との心理に関する相談

Ⅱ 地域との連携・協働

【ポイント】

- ・学校は地域資源の一つであり、地域全体で子供の学びや成長を支え、学校と地域とのパートナーシップの下で様々に展開される地域学校協働活動の機会を提供することが求められる。子供の育成という観点から、学校と地域が相互に連携・協働する上で地域の教育的機能を見直し、その活用を図っていくことが大切である。
- ・子供たちをすこやかに育てていく環境を整えるためには、地域の構成員である大人が、地域ネットワークづくりを進める必要がある。

1 基本的な考え方

- (1) 学校と地域との連携・協働については、学校教育の一層の充実に向けて取組が進められてきました。その一つの動向として、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な取組による「学校を核とした地域づくり」が目指されています。
- (2) 地域全体で子供の学びや成長を支え、学校と地域とのパートナーシップの下で様々に展開される地域学校協働活動の機会を提供することが求められています。
- (3) 地域学校協働活動の代表的な取組には、学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習、放課後子供教室、地域未来塾、家庭教育支援活動、登下校の見守り、授業の補助や部活動の支援、社会教育施設や企業等による体験活動等の出前授業などがあり、地域の特色に応じて展開されています。
- (4) 地域学校協働活動の取組は、生徒指導（特に発達支持的生徒指導）やキャリア教育の範疇に入るものなど、多岐にわたっています。地域学校協働活動は、学校の学びを、地域の体験活動や実践活動を通して現実社会と接続させ、社会に開かれた教育課程を実現していく上で、重要な連携・協働の在り方と言えます。

これらの地域のもつ教育機能を十分に理解するとともに、教育活動のどの領域と地域の教育機能のどの部分とを関連させるかについて十分に検討し、計画的に推進していくことが大切です。

2 具体的な方法

(1) 学校が地域を支える活動を推進します。

- ア 教職員、児童生徒の知識や技術の活用など
- イ 運動場や特別教室などの施設開放、地域防災の拠点など
- ウ 学習方法の紹介、子育て相談など

(2) 地域の教育力を活用します。

- ア 社会人講師や部活動指導員の活用、交通安全活動、挨拶運動、清掃活動など
- イ 地域の様々な資源の活用、体験学習、施設、場所など
- ウ 青少年育成のための文化活動、スポーツ活動など
- エ 子供たちの居場所となり得るフリースクールなど
- オ 地域の文化施設の紹介など
- カ 悩みごとを相談できる人や設置された相談窓口など

(3) 特別活動や道德教育と関連させながら体験活動を充実します。

- ア 特別活動
学級（ホームルーム）活動、児童（生徒）会活動、クラブ活動（※小学校のみ）、学校行事における郷土伝統芸能や自然環境の活用
- イ 道德教育
自然体験や地域社会における伝統行事、職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動、フィールドワークなどの体験活動

(4) コミュニティ・スクールを機能させます。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会には主な役割として、

- ア 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- イ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- ウ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

の3つがあります。

Ⅲ 関係機関等との連携・協働

【ポイント】

- ・学校は必要に応じて警察や司法、福祉、医療、保健、生活困窮等の様々な関係機関と連携することが必要である。
- ・児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ上で、警察は学校の重要なパートナーである。
- ・児童生徒やその家庭などが課題を抱えているときは、福祉的な支援が必要である。
- ・児童相談所は非行の通告を受理した場合、指導のほか、一時保護を行ったり、施設等への措置をとったりすることもある。

1 基本的な考え方

(1) 警察との連携

児童生徒の生徒指導上の諸課題に関しては、校長を中心に全教職員が一致協力して解決に努めなければなりません。心身の安全が脅かされる犯罪行為、犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」につながる場合、不良性のある集団や年長者など外部の者とのつながりがある場合は、学校だけで問題の解決を図ろうとするのではなく、警察へ直ちに相談・通報を行い、協働して取り組んでいくことが重要です。

(2) 福祉機関との連携

学校は、児童生徒の置かれた状況を改善し、そのウェルビーイングを高めるために、様々な福祉機関とも連携します。児童福祉の専門機関としては児童相談所があり、身近な支援機関としては市町村のこども家庭センター（児童福祉担当課と母子保健担当課の機能を担います。）があります。この他にも生活が困窮する家庭に対しては、生活保護担当課や生活困窮者自立支援事業に関わる社会福祉協議会などがあります。

社会福祉協議会は地域に根差した社会福祉法人であり、福祉に関する様々な事業を展開しています。

医療との連携では、医療ソーシャルワーカーも多くの病院に配置されています。身体障害、知的障害、発達障害を含む精神の障害については、障害児支援担当課や多くの障害児支援サービスがあります。

利用するサービス自体のほか、種々の経済的負担軽減の施策があります。

2 留意点

- (1) 学校が取組の方針、連携の目的及び具体的な指導内容や方法等を明確にして、主体的に連携を進めます。
- (2) 校内での指導体制を確立し、全教職員が共通認識を持って組織的な連携を進めます。
- (3) 連携する関係機関の役割及び専門性を認識し、相互の立場を尊重し合い協働して解決に当たります。

3 警察との連携・協働の実際

(1) 連携の徹底

ア 学校は、児童生徒一人一人が人間としての在り方や生き方を考え、将来、社会において自己実現を図るために必要な力を育成することを目的としています。一方、警察は、児童生徒の課題となる行動を未然に防止し、あるいは被害者の対応をするなど、健やかな成長をサポートする役割を持っています。したがって、学校と警察が、それぞれの機能を生かしながら、子供が社会の中で自律することができる方法を追求し、積極的な連絡と協力を図っていくことが重要です。

イ 学校が、警察の機能、役割を十分に理解し、「どんな行動が起きたとき連携するのか」「いつ連携するのか」「だれが連携するのか」「どのように連携するのか」などについて、全教職員が共通理解を図り、組織的に連携することが必要です。

ウ 児童生徒の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、小さなＳＯＳを見逃さず、課題となる行動の前兆を把握して取り組むことが大切です。そのためには学校と関係機関が情報の交換（情報連携）だけでなく、前兆把握の研究や相互に連携して取組を推進するなど、一体的な対応（行動連携）を行います。

エ 連携の目的を明確にし、警察に任せきりにするのではなく、児童生徒にとってどのような方法が最も適切であるのかを判断し、学校が主体的に取り組むことが必要です。

オ 警察と連携する場合は、保護者に学校に来てもらったり、家庭訪問を行ったりするなど保護者との連絡を密にして、取組を進めることが大切です。

カ 学校は、「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、「いじめ防止対策推進法」第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければなりません。

(2) 方法

ア 日ごろから顔の見える関係性を持ち、日常的な情報共有や相談・通報が可能な連携体制を構築します。

イ 教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行等の課題がある児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する「学校・警察連絡制度」が、全ての都道府県で運用されています。

ウ 警察署の職員を講師として、薬物乱用防止、交通安全、非行防止、暴走族や特殊詐欺グループ等への加入防止などの「非行防止教室」を開催し、規範意識を持ち、社会の一員として自律した行動ができるように指導します。

エ 本冊子の第5章「生徒指導に関する危機管理」を参考にして、緊急の事案に対応するための学校独自のマニュアルをつくり、あらかじめシミュレーションをしておきます。実際に、学校周辺で暴走行為があった場合や校内で課題となる行動が生起した場合などは、マニュアルに従って組織的な対応を迅速に行っていきます。

オ スクールサポーターについて、学校訪問や校内巡回を含め積極的な受け入れを推進します。退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の生徒指導上の諸課題等への対応、巡回活動、相談活動、児童生徒の安全確保に関する助言等を行っています。

カ 警察との連携だけにとどまらず、地域の青少年育成団体、関係機関等と連携し、学校、家庭、地域が一体となって児童生徒の課題となる行動の未然防止のための運動や協議の場をつくっていきます。

【広島県警スクールサポーター制度】

「広島県警察スクールサポーター」は、学校からの要請に応じて支援訪問し、生徒指導上の課題を抱える児童生徒や教職員等への指導及び助言等を中心とした活動を行うとともに、学校と警察間の日常的な連絡役となることにより、少年犯罪の抑止及び青少年の健全育成を図ることを目的としています。

【少年サポートセンター】

少年サポートセンターでは、非行少年や不良行為(喫煙、深夜はいかいなど)少年など、さまざまな子供たちと接している少年育成官が中心となって少年や保護者からの相談を受けたり、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行ったりしています。

【少年補導協助員（少年警察ボランティア）】

非行少年の早期発見及び補導、有害環境浄化等の少年の非行を防止する役割を担います。

(3) 具体的事例

ア 警察から学校に連携がある事例

警察は、課題となる行動を起こした児童生徒について、警察としてとるべき措置を講じながらも、この子供をどうやって育てていくか、社会の中で自己実現するにはどうすればよいのかを考えて学校に連絡します。

例えば、警察から、生徒が校外で金銭強要を起こして逮捕しているとの通報があったとき、迅速に学校が警察に行き情報収集を行うとともに、緊急対策本部（プロジェクトチーム：当該生徒と人間関係がある教職員をメンバーに入れるなど柔軟に構成）による当該生徒、保護者に対する緊急的な指導・支援を行うことが必要です。

そして、学校は「なぜこの生徒が課題となる行動を起こしたのか」「背景に何があるのか」「今、そこで、何が起こっているのか」を分析し、生徒を指導するに当たっての課題と具体的な方法を明確にして、警察と連携します。

その際、安易に、全てを警察に任せたり、懲戒処分を行ったりすることは、根本的な解決にならないといった認識が必要です。

イ 学校が緊急的に警察へ連絡すべき事項

学校内で起こった生徒指導上の諸課題を学校のみで解決しようとして抱え込み、警察への連絡が遅れる場合があります。また、学校内で解決できると思われる課題であっても、根が深く、外部の者との関係があったりする場合があります。警察は補導だけでなく、子供の健全育成をサポートする機能を持っているため、連携をする中で、さまざまな角度から課題を検討し、解決していくことが重要です。例えば、校内で一人の児童生徒が複数の児童生徒から暴力を受けて重傷を負った場合、緊急的に教職員が現場へ行き、救急処置を行い、救急車の出動を要請するとともに事態を収拾させます。そして、校長が警察に連絡(110番通報は躊躇なく行います)するとともに、校内で緊急対策本部（プロジェクトチーム）をつくります。警察連携と並行し、加害児童生徒への指導、被害児童生徒への支援、加害・被害児童生徒双方の保護者への対応、全校指導、全保護者への対応を行います。

ウ 学校が一定の取組を行った後に警察へ連絡

学校が、保護者と連携して、一定の指導を行った後でも、児童生徒の行動や態度に改善が見られない場合には、学校、保護者、警察等が子供の健やかな育成のため、それぞれの役割を果たし、一致協力して取り組むことが重要です。

課題となる行動を起こした児童生徒が、友人や外部の者との人間関係などから、自分の生活を見つめ直し、自己の在り方を見つけていくことが難しい場合も見られます。また、悩みや不安などを抱き、安心して相談できない状況もあると考えられます。校内で抱え込みすぎて、事態の收拾ができなくなったり、新たに被害者が出たりするといったことは絶対に避けなければなりません。

警察に対して、児童生徒のプライバシーや人権に十分に配慮して、校内でまとめた情報を提供し、協働して取り組むことが大切です。

(ア) 学校からの情報提供

学校内でまとめた情報や取組状況を整理し、警察への情報提供を行う。

(イ) 警察からの情報収集

当該児童生徒の生徒指導上の諸課題に関わる背景や、暴走族等、外部の者との繋がりなどについて警察から情報の提供を受ける。

(ウ) 警察等関係機関との協力

警察だけでなく関係する機関などの協力を得て、児童生徒の健やかな育成のため、一致協力して取り組む。

4 Q & A

【Q31】

家庭裁判所での少年事件の扱いは、どのようになっていますか。

【A31】

広島県内の家庭裁判所は、本庁、呉支部、尾道支部、福山支部、三次支部の5か所があります。家庭裁判所は少年事件を扱う裁判所です。

家庭裁判所が少年事件として取り扱うのは、主に次のような少年の事件です。

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

この内18・19歳の者は、「特定少年」とされ、少年法の適用対象とされています。

触法少年：刑罰法令に触れる行為をしたが、その行為のとき14歳未満であったため、法律上、罪を犯したことにならない少年

ぐ犯少年：18歳未満で、保護者の正当な監督に従わないなどの不良行為があり、その性格や環境からみて、将来罪を犯すおそれのある少年

【調査】

- ・家庭裁判所調査官が、少年の性格、日頃の行動、生育歴、環境などについて、調査を行います。
- ・保護者その他の関係者に対しても、少年の更生のために必要な助言や指導を行っています。
- ・家庭裁判所調査官は報告書を作成して裁判官に提出します。

【審判】

- ・審判には、少年と保護者が出席します。また、家庭裁判所調査官、付添人(多くは弁護士)、親族、学校の先生、雇主などが出席することもあります。
- ・審判は、少年に対し非行の重大性や自分の問題点などを理解させて反省を深めさせる必要があります。裁判官は、少年や保護者に対し、非行の動機・態様、被害者の方への反省の気持ちなどはもちろん、少年の生育歴、家族の関係、学校・職場での状況など、プライバシーに関わる問題などについても自発的な発言を促し、その詳細を明らかにする必要があります。
- ・少年審判は非公開とされており、一般の人が審判を傍聴することはありません。

【処分の決定】

- ・裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定します。処分には、少年を保護観察所の指導、監督に委ねるもの(保護観察)や少年院で指導や訓練を受けさせるもの(少年院送致)などがあります。
- ・また、少年に刑罰を科すのが相当なときは、事件を検察官に送り、刑事裁判の手続に移す場合もあります(検察官送致)。

【Q32】

少年法は、どのような法律ですか。

【A32】

少年法は、少年の健全な育成を図るため、非行少年に対する処分やその手続などについて定める法律です。少年法による手続・処分の特色として、全ての事件が家庭裁判所に送られ、家庭裁判所が処分を決定します。家庭裁判所は、少年に対し、原則として、刑罰（懲役、罰金など）ではなく、保護処分（少年院送致など）を課します。

【手続き・処分】

- ・少年事件は、全ての事件が捜査機関（警察・検察）から家庭裁判所に送られます。その決定には、検察官送致（逆送）、少年院送致、保護観察などがあります。
- ・検察官送致（逆送）は、家庭裁判所が、保護処分ではなく、懲役、罰金などの刑罰を科すべきと判断した場合に、事件を検察官に送るものです。逆送された事件は、検察官によって刑事裁判所に起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます。
- ・これに対して、少年院送致と保護観察はいずれも保護処分であり、少年院送致は少年を少年院に収容して処遇を行う処分、保護観察は少年に対して社会内で処遇を行う処分です。

【改正少年法（令和4年4月施行）のポイント】

- ・18・19歳も「特定少年」として引き続き少年法が適用され、全件が家庭裁判所に送られます。
- ・逆送決定した事件は20歳以上の者と原則同様に扱われます。
- ・逆送対象事件には、18歳以上の少年のとき犯した死刑、無期または短期（法廷刑の下限）1年以上の懲役・禁固に当たる罪の事件が追加されます。
- ・18歳以上の少年のとき犯した事件について起訴された場合（一部を除く）には実名報道の禁止が解除されます。

【Q33】

家庭裁判所等における少年保護の流れは、どのようになっていますか。

【A33】

基本的な流れは次の通りです。

【ぐ犯少年・触法少年の場合】

- ・警察など→児童相談所または家庭裁判所送致
- ・家庭裁判所の審判に付される場合→少年鑑別所での鑑別
- ・不処分又は保護処分（保護観察や少年院装置など）の決定
- ・仮退院・保護観察→退院

【犯罪少年の場合】

- ・警察など→家庭裁判所送致→家庭裁判所の審判に付される場合は上記と同じ。
- ・検察庁送致（逆送）の場合→起訴→地方裁判所などでの審判
- ・有罪（罰金・執行猶予・保護観察・懲役など）・無罪の判決
- ・少年刑務所など→仮釈放（保護観察）または満期釈放

（令和5年版再犯防止推進白書参照・部分抜粋）

【参考】

少年の刑事手続きの流れ

警察逮捕→48時間以内に検察官送致→勾留→家庭裁判所送致（最大23日間）

家庭裁判所→（少年鑑別所）→審判→処分又は不処分（約1か月）

（日本弁護士連合会HP参照・部分抜粋）

【Q34】

少年鑑別所（法務少年支援センター）は、どのような機関ですか。

【A34】

家庭裁判所は事件を受理したときに、少年を少年鑑別所に送致することがあります。少年鑑別所は、次の業務を行う施設です。

- (1) 家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと
- (2) 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと
- (3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
 - ・少年鑑別所に収容される期間は、通常は最長4週間ですが、一定の事件で証拠調べが必要な場合は最長8週間まで延長することができます。
 - ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。広島少年鑑別所は「広島法務少年支援センター」でもあり、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

5 関係法令

少年法（令和3年5月21日改正）

第17条 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもって、次に掲げる観護の措置をとることができる。

- 一 家庭裁判所調査官の観護に付すること。
- 二 少年鑑別所に送致すること。

第22条 審判は、懇切を旨として、和やかに行うとともに、非行のある少年に対し自己の非行について内省を促すものとしなければならない。

- 2 審判は、これを公開しない。

少年鑑別所法（平成26年6月4日成立）

第3条 少年鑑別所は、次に掲げる事務を行う施設とする。

- 一 鑑別対象者の鑑別を行うこと。
- 二 観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者その他法令の規定により少年鑑別所に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと。
- 三 この法律の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと。

第16条 鑑別対象者の鑑別においては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すものとする。

6 Q & A

【Q35】

児童自立支援施設とは、どのような施設ですか。

【A35】

児童福祉法に基づき設置された県立の児童自立支援施設で、課題となる行動などにより家庭や学校などで適応困難な18歳未満の児童が入園し、規則正しい集団生活を通して、健全なる社会の一員として自立できるように支援することを目的としています。児童自立支援施設の入所は児童相談所の措置により決定されます。

7 関係法令

児童福祉法（令和6年6月12日改正）

第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第48条 （児童自立支援施設の長）は、学校教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中又は受託中の児童を就学させなければならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第79条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

第84条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全て児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつてはこの限りでない。

8 Q & A

【Q36】

少年院は、どのような機関ですか。

【A36】

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。

少年たちは、少年院での教育を通して、自らの課題を見つめ、改善して社会に戻っていきます。二度と犯罪・非行を犯さないという決意を実現するためには、本人の努力のほかに、社会の人々の温かい心と援助が不可欠です。

少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人ひとりの特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。

少年院では、さまざまな教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい少年に対し、修学・就労の支援、帰住先の確保、医療・福祉機関との連携による継続的な支援を行っています。

【Q37】

こども家庭センター（児童相談所）は、どのような機関ですか。

【A37】

児童相談所は、18歳未満の子供に関するあらゆる相談に応じていますが、平成16年の児童福祉法改正により市町村が相談の第一義的な窓口として位置付けられ、児童相談所の相談業務はより高度な専門的な対応が求められるようになりました。

【こども家庭センター（児童相談所）の機能】

- ・相談援助機能・一時保護機能・措置機能・市町村援助機能・ネットワーク機能など

【相談の種類】

- ・養護相談（児童虐待相談を含む）・障害相談（身体、知的、発達障害などの相談）
- ・非行相談・育成相談（不登校、性格行動、適性等の相談）
- ・保健相談（未熟児、虚弱児、精神疾患などの相談）など

（児童相談所運営指針 令和6年4月1日全部改正 参照）

※ 従来、本県においては県内3か所の児童相談所を「西部・東部・北部こども家庭センター」と呼称してきました。

令和5年4月1日に児童施策の行政機能を一本化した「こども家庭庁」が設置され、令和6年4月1日から市町村は「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合した「こども家庭センター」の設置に努めることとなりました。

【Q38】

こども家庭センター（児童相談所）との連携・協働は、どのようにしたらよいですか。

【A38】

こども家庭センター（児童相談所）は、子供のいろいろな問題について、相談員、児童福祉司、児童心理司等の職員が相談に応じています。相談の形態としては、来所相談、電話相談、県内各市町を巡回して行う巡回相談があります。

学校は、児童生徒の生徒指導上の諸課題に関する課題や悩みがあるときには、気軽に相談し、援助・指導を受け、解決に向け役立てることができます。

- ・児童相談所は、判定、援助指針（援助方針）作成の面での専門機関であると同時に、こどもの問題解決のために多様なサービスを調整し、家庭や地域に対する児童養育を支援する役割を果たしていくことが必要です。

- ・これらの実践は児童相談所による支援だけでは対応が難しいことから、市区町村や関係機関、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築することが必要となります。

- ・特に市町村との関係においては、平成 28 年児童福祉法等改正法において、市町村は「基礎的な地方公共団体として、こどもの身近な場所におけるこどもの福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこと」とされたことから、市町村と都道府県（児童相談所）それぞれの役割を理解し、日頃から情報共有を行う等連携・協働体制の整備を図る必要があります。

- ・市区町村との連携・協働を図る上では、特に、令和 4 年児童福祉法等改正法により創設されたこども家庭センターとの連携が重要であり、具体的には、市区町村が提供する家庭支援事業等を始めとした家庭環境・養育環境を支える支援の提供を通して、親子関係の再構築等に必要な切れ目のない支援が行われるよう、児童相談所は、親子の課題やニーズについてこども家庭センターや家族に適切に情報提供し、市区町村のサポートプランの作成に反映させていくこと等が重要です。

- ・児童相談所において受理したケースについて、関係機関と情報共有することで、対応の遅れの防止やより適切な支援の実施が図られることから、要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との情報共有も積極的に実施します。

【要保護児童対策地域協議会】

要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク）は、平成 16 年の児童福祉法改正により法定化され、19 年の児童福祉法改正により市町村等における設置が努力義務化されました。同協議会は、虐待を受けている子供を始めとする要保護児童等（要支援児童や特定妊婦を含む）の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所や学校・教育委員会、警察等の関係機関が要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしています。

（児童相談所運営指針令和 6 年 4 月 1 日全部改正 参照）

【Q39】

こども家庭センター（児童相談所）における相談援助活動の流れは、どのようなになっていますか。

【A39】

児童相談所は相談を受け付けた後、受理会議により対応を進めて行きます。相談援助に必要な調査、診断を行います。必要に応じて一時保護の機能も発揮します。調査等から得られた情報により判定会議が開催され、援助方針・内容が決定され、終結に向けて援助が実行されます。

援助の内容は在宅での指導、措置による指導、訓戒・制約措置、施設入所、里親委託、市町村への送致、家庭裁判所送致などがあります。

（児童福祉法 第11・12条参照）

【Q40】

保護観察とは、どのようなことをするのですか。

【A40】

保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うものです。

少年院などで行われる施設内での処遇に対し、施設外、つまり、社会の中で処遇を行うものであることから、「社会内処遇」と言われています。広島県には「広島保護観察所」と「福山駐在官事務所」があります。

保護観察の対象となる少年は次のとおりです。

保護観察処分少年：非行により家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年

少年院仮退院者：非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年

【生活環境の調整】

少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議するなどして、釈放後の生活環境を調整しています。

（法務省、広島保護観察所HP参照）

【その他の住居確保】**・ 自立準備ホーム**

少年院等の施設を出院する際に住居の確保が困難で、保護が必要なケースなど、保護観察所からの委託を受けて、保護観察を受けている人や更生緊急保護の対象となる人に対して、宿泊場所や食事を提供し、自立のための支援をします。

・ 自立援助ホーム

自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。

（厚生労働省HP）

9 広島県青少年健全育成条例

青少年の健全育成のための県内体制について、「広島県青少年健全育成条例」に基づき、青少年（18歳未満）の健全育成に向けて、公益社団法人青少年育成県民会議など関係機関・団体と青少年健全育成県民運動を推進するとともに、有害環境の改善に取り組んでいます。

(1) 広島県青少年健全育成条例（昭和54年3月13日条例第二号）

【前文】

青少年が、人間尊重と連帯の精神に満ち、豊かな創造力や自主性をもった心身ともに健康でたくましい人間として成長していくことは、すべての県民の願いである。この願いは、青少年自身が次代を担うものとしての誇りと自覚をもつて、進んで自らの啓発、向上に努めることを基本としつつ、それを支えるすべての県民の努力が相まって実現されるものである。その実現を期す青少年育成県民運動は、次のような青少年育成の基本指針を掲げ、その具体化を目指して進められる。

- 一 個性の独自性に対する自覚にもとづき、その価値可能性を錬磨し、生涯教育の基礎をつくる。
- 一 家庭の愛情にはぐくまれ、社会生活において、友情と連帯の意識を養う。
- 一 国土の自然を愛護するとともに、地域社会の文化を尊重し、環境の教育的整備につとめる。
- 一 諸民族の生活と文化を理解し、平和と親善の心をこめて、国際交流に寄与する。
- 一 日々の生活のなかに、生きがいを求めてわが道を行き、一隅を照らす光となる。

【生徒指導上の諸課題に関連する条文】

第三章 社会環境の整備のための自主規制

- ・この章の条項では、図書類の販売や貸付を業とする者、興業（映画・演劇など）を主催する者、がん具刃物類の販売を業とする者、自動販売機等による販売を業とする者、遊技機を設置して客に遊技をさせることを業とする者、テレホンクラブ等営業を営む者又は利用カード等販売業を営む者らが相互に協力し、青少年の健全育成のために自主的に配慮すべき事項について規定しています。現在は24時間利用できるインターネット環境やマンガ等の図書類を提供する業態もあり、正当な理由のない深夜（23時～6時）の利用（入場）をさせないよう務めることとしています。

第四章 有害環境の規制

- ・知事は、青少年に有害（著しく性的感情を刺激するもの、残虐性があると認められるもの、人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあると認められるものなど）な図書類、興業、がん具刃物類、広告物などを指定することができます。この指定があったときは、これを業とする者はその事物を除くしなければならないことなどが規定されています。

第五章 健全育成を阻害する行為の規制

- ・この章の条項は、何人も青少年に対し淫行（みだらな性行為など）やわいせつ行為をしてはならないとしています。また、これらの行為を教えたり見せることを禁止し、これらの行為を行うよう勧誘したり強要することも禁じています。併せて青少年に対し、青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めることも禁止しています。
- ・青少年が、淫行またはわいせつ行為、と博または暴行、大麻麻薬または覚醒剤の使用、その他の薬物等の不健全使用、飲酒または喫煙などを行い、またはこれらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供したり、斡旋してはならないとしています。
- ・青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならないとしています。

第五章の二 インターネット利用環境の整備

- ・保護者や学校関係者、青少年の育成に携わる関係者などは、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング機能を有するソフトウェアを活用するなどして、有害情報を青少年に閲覧させ、または視聴させないように努めなければなりません。

第八章 罰則

- ・この条例に違反した者に対しては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を課すなどの罰則を設けています。

※ 青少年の性被害防止対策の強化及び青少年のインターネット利用環境整備を図るため、広島県青少年健全育成条例の一部改正が審議され、令和7年1月1日付けで第五章に「淫行等の勧誘等の禁止」「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」が、第五章の二に「携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置」が新設、施行されました。

(2) 公益社団法人青少年育成広島県民会議（昭和 41 年 12 月 7 日設立）

青少年育成国民運動は、昭和 40 年 9 月に中央青少年問題協議会が行った青少年の非行防止対策等に関する意見具申を契機として、同年 11 月に政府が国民の総力を結集した青少年健全育成のための国民運動を提唱したことから始められました。この運動を推進するため、昭和 41 年 5 月に青少年育成国民運動がスタートし、本県も昭和 41 年 12 月 7 日青少年育成広島県民会議を結成し、国、県、市町の行政や青少年団体、県民とあらゆる関係機関と相携えて、県民総ぐるみで青少年の健全育成を進めるための県民運動を展開しています。

【事業内容】

- ・ 育成支援事業（青少年育成、子供議会、県立大学育成カレッジほか）
- ・ 普及啓発事業（情報発信、啓発、県民運動推進大会、表彰ほか）

10 Q & A

【Q41】

学校は、青少年育成団体と、どのような連携をしたらよいですか。

【A41】

学校、警察、青少年育成団体など関係機関・団体が地域ぐるみで課題となる行動等の防止にむけて、連携や協力をして取り組むことは大きな成果につながります。

県内では、学校・教育委員会と連携し青少年育成県民運動推進大会を開催し、「少年の主張意見発表」、「家庭の日作文・図画発表」や「青少年活動発表」を行っています。

【Q42】

広島県高等学校校外指導連盟とは、どのようなものですか。

【A42】

校外指導は、各地区単位で校外における生徒の生活の改善ならびに社会環境の浄化を図る活動を行っています。窃盗・万引きなど校外における生徒の課題となる行動の多発に対応し、昭和 53 年に「広島県高等学校校外指導連盟」として設立されました。